

(特別)非課税貯蓄みなし廃止通知に係る個人番号提供のお願い

マル優・マル特をご利用のお客さまへ

マル優*1とマル特*2をご利用のお客さま（以下「マル優等をご利用のお客さま」といいます。）は、当金庫にマル優適用の預金等の残高がなくなった日から2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に預入等をいただけなかった場合、所得税法施行令第45条4項および5項の規定によりその翌年の1月1日に廃止申告があったものとみなし、当金庫から「(特別)非課税貯蓄みなし廃止通知書」を税務署に提出しております。

*1：障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度

*2：障害者等の少額公債の利子の非課税制度

マイナンバー制度の開始に伴い、平成28年1月1日以降、「(特別)非課税貯蓄みなし廃止通知書」を税務署に提出するには、お客さまの個人番号が必要となっておりますので、上記の条件に該当するお客さまは、平成29年1月31日までにお取引店舗まで以下の「お手続きに必要なもの」をご持参のうえ、お客さまの個人番号をお届けくださいますようお願いいたします。

お手続きに必要なもの

各々の書類は、コピーではなく、有効期限以内の原本をお持ちください。

1. 個人番号を確認できる書類（以下から1点）

個人番号カード（個人番号カードをご提示の場合は、2. 本人確認書類は不要です。）

通知カード

住民票の写し

住民票記載事項証明書

〔氏名・生年月日・性別・住所・個人番号の記載があるもので、発行から6ヶ月以内のもの〕

2. 本人確認書類（①書類から1点、または、②書類から2点のいずれか）

①書類 下記のうちから1点

運転免許証・旅券（パスポート）

運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付）

身体障害者手帳

在留カード・特別永住者証明書

②書類 下記のうちから2点

各種健康保険被保険者証

国民年金手帳

印鑑証明書

住民票の写し

国税や地方税等の領収証書

上記以外の書類や、ご不明な点については、0120-011-755までお問合せください。

3. 上記1. 2の書類とご一緒にお持ちいただきたいもの（平日9時～17時まで）

お通帳とキャッシュカード

お届け印